

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて 離職や内定取消を余儀なくされた方を雇用した事業者へ 離職者雇用事業者補助金を支給します

和泉市新型コロナウイルス感染症による離職者雇用事業者補助金

離職者や内定取消者を新たに雇い入れ、市内事業所で2か月以上継続的に雇用した事業者に対し補助します

補助限度額

正規雇用労働者を雇用した場合 1人当たり 20万円

非正規雇用労働者を雇用した場合 1人当たり 10万円

※ 1週間の所定労働時間が20時間以上の労働者であって、新たに2か月以上の雇用がある方に限ります。
※ 対象労働者が2か月以内に自己都合で退職された場合でも、その労働者についての補助金は支給しません。
※ 対象労働者については、雇用日から2か経過時に、和泉市民である必要があります。

対象事業者

- 和泉市内に主たる事業所を有する中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者若しくは同条第5項に規定する小規模企業者又はこれと同等と認められる事業主
- 対象労働者を2か月以上雇用する見込みがあること
- 雇用保険適用事業者
- 市税の滞納がない事業主

対象となる労働者

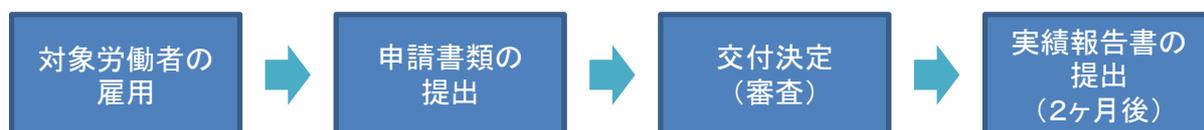
- 令和2年4月1日以降に失業状態になっている和泉市民

事業実施期間

令和2年11月1日～令和3年3月31日
労働者の雇用開始日は、令和2年11月1日～令和3年2月1日に限る

手続きの流れ

原則、郵送にてご提出ください。



- ※ 申請書の提出は、雇い入れ日の翌日から1ヶ月以内
- ※ 申請書類の最終提出締切は令和3年3月1日(2月1日に雇用した場合)
- ※ 実績報告書の最終提出締切は令和3年3月31日

申請・問合せ

和泉市市民生活部くらしサポート課
〒594-8501 和泉市府中町二丁目7番5号
TEL : (0725)99-8124
Email : support@city.osaka-izumi.lg.jp

